



4. 学生支援センター（2号館1階）

充実した学生生活を送る事が出来るよう、学生支援センターを設置しています。

学生支援センターでの主な支援内容は、(1) 修学支援 (2) 経済支援 (3) 就職支援
(4) ハラスメント防止 (5) 相談室です。

1) 修学支援

本学では、複数教員による各学年担当制を柱として修学支援をしていきます。また、各教員がオフィスアワーを設定し、履修上の相談等、日常的に学生を支援します。こうした修学支援体制により、学生一人ひとりに対するきめ細かい個別指導を継続することができます。各教員のオフィスアワーは、大学ホームページで確認してください。

2) 経済支援

(1) 学費・諸費納入金

学費・諸費納入金の主な負担者が経済的理由により納付が著しく困難である場合、学生生活担当に相談してください。

(2) 奨学金

本学が取り扱っている奨学金は、次の通りです。

奨学金の募集情報などは、学内の掲示板、及び本学 HP 内在学生用ページにてお知らせします。情報を見逃さないように常に掲示板、HP を見るように心がけてください。申請条件および申請方法は奨学金の種類によって異なります。奨学金を申請する場合は、毎年4月初旬に募集要項を学生支援課学生生活担当で配布します。詳細は募集要項で確認してください。

奨学金制度についての質問は、学生生活担当まで問い合わせてください。

①京都看護大学特別奨学金

- i 特別奨学金Ⅰ（「京都市看護師修学資金融資制度」の利用希望者に貸与：1人年間1万円）
- ii 特別奨学金Ⅱ（成績優秀者に給付）

②京都市看護師修学資金融資制度

上記「①京都看護大学特別奨学金 i 特別奨学金Ⅰ」を受け、将来京都市域内の医療機関等において看護職員として就業する意思を有する方に貸与されます（経済的要件、学力要件の審査あり）。借入限度額は年額120万円（総額480万円）となり京都市が民間の金融機関をあっせんし融資を受けますが、利子相当額については京都市が補給することになります。卒業後、看護師として京都市役所または地方独立行政法人京都市立病院機構に勤務されている間は京都市が返済元金を交付します。

また、被融資者のうち京都市在住者で要件を満たす方には入学一時金として10万円が給付さ

れます。

③京都府看護師等修学資金

卒業後1年を経過する日までに看護師免許を取得し、直ちに京都府内の対象施設において看護業務に従事しようとする意思を有する方に月額36,000円が貸与されます。免許取得後、直ちに返還免除対象施設に看護職として引き続き5年間従事した場合、修学資金の全額返還免除が受けられます。

④日本学生支援機構奨学金

国が実施する奨学金事業であり、経済的理由で修学が困難な学生や、また、経済、社会情勢等を踏まえ、学生が安心して学べるよう学資の貸与や給付を行う制度です。

⑤病院貸与奨学金

各病院が資格、貸与金額、返還等について独自の奨学金制度を定め、独自に奨学生を選考し採用します。

奨学金を受けた病院に一定期間就労すれば、返還が免除される制度を多くの病院が持っています。

⑥その他：日本政策金融公庫「国の教育ローン」

保護者が返済義務者となり、融資限度額は学生1人につき300万円以内になります。詳細についてはホームページをご覧になるか教育ローンコールセンターへお問い合わせ下さい。

◇教育ローンコールセンター 0570 - 008656



3) 就職支援

就職や進路に関するアドバイスを行っています。学生支援課就職担当（以下、就職担当）の職員が相談にのります。大いに活用してください。

◇主な就職支援内容

- ・進路指導、就職指導及び推薦に関すること
- ・就職、進学ガイダンスに関すること
- ・就職資料の収集、整理及び閲覧に関すること

4) ハラスメント防止

ハラスメントは「嫌がらせ」「いじめ」のことを言いますが、相手に対して意図に関係なく、不快感や不快にさせる行為、困らせたり、脅威を与えたりする行為を言います。意図的に行われていない場合でも相手を傷つけていることもあります。

また、キャンパス・ハラスメントとは、大学などの場において生じる様々な嫌がらせ（ハラスメント）の総称です。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどを含みます。

ハラスメントの被害にあった場合は、一人で悩まずに信頼できる人や相談窓口へ相談しましょう。

(1) セクシャル・ハラスメント

性的なことを「言われる」「される」「させられる」といった、人格権を侵害するいじめや嫌がらせ行為です。

例) スポーツや交流の場で必要以上に身体に触れる、差別発言、ストーカー行為

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究の場において、上位の者の言動による個人の尊厳や人格の侵害、学習環境を妨害する行為です。

例) 指導上の差別をする、必要な情報を意図的に与えない、単位を取らせない

(3) パワー・ハラスメント

自分の地位や権限を利用した嫌がらせによって、精神的・身体的苦痛や職場環境を悪化させる行為です。パワー・ハラスメントは精神的に追い詰められることが多いハラスメントです。

例) 個人の能力や性格についての不適切発言、関係のない私用を頼む

(4) モラル・ハラスメント

身体への直接的な暴力を伴わない言動や態度等、見えない暴力で相手を精神的に傷つける嫌がらせです。デートDVについても行動の制限や強要のハラスメントです。

例) 無視する、孤立させる、嘘を言いふらす、自分が被害者のように訴える、責任転嫁、

非を認めない

デートDV：メール内容のチェック、機嫌が悪いと暴力をふるう、馬鹿にする

(5) アルコール・ハラスメント

飲酒・イッキ飲みの強要、二次会出席の強制、飲めない人への配慮を欠く言動、酔ったうえでの迷惑行為などです。

(6) ドクター・ハラスメント

医療関係者が自分の立場を利用して、患者やその家族に対して行う嫌がらせですが、患者側から医療関係者に悪質なクレームをつけてくる患者ハラスメントもあります。

ハラスメントかも…

- 一人で悩まない。
- 信頼できる人に相談しましょう。
- いやだという気持ちをはっきりと相手に伝えましょう。
- 記録をつけておきましょう。
- ハラスメント相談員に相談しましょう。



<相談窓口>

- ☺ ハラスメント相談員
- ※一人で抱え込まないでください。
- ※学生生活担当に限らず、相談しやすいところがあればそこへ相談して下さい。

*ハラスメント相談員の氏名・連絡先は学生専用ホームページにあります。

5) 相談室 (2号館1階)

学生生活を送るなかで、様々な問題に出会うことがあると思います。学生支援センターでは、相談室を設けています。スクールカウンセラーが月2回学生のみなさんの相談に応じます。「誰に聞いたらいいのかわからない質問」など、何でも気軽に相談してください。

- ・本人でなくてもかまいません。
- ・秘密は守ります。
- ・勇気を出して相談してみましょう。

○ 利用方法

- ・利用希望者は学生生活担当に申し出てください。